

入 札 番 号	工-2591		
工 事 名	(都) 南町文教線ほか1路線修景整備工事(排水構造物工)		
工 事 場 所	三島市一番町地内ほか		
工 事 概 要	工事施工延長 283.5m 排水構造物工 1式 構造物撤去工 1式 舗装工 1式 仮設工 1式		
入札参加資格要件	1 三島市における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受けている者であること。 2 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。 3 三島市に営業所(本店又は支店等)を有し、三島市の土木一式A等級に格付けされている者であり、営業所(支店等)にあっては、三島市内で10年以上の営業実績がある者であること。 4 入札公告日から落札決定日まで三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成4年三島市告示第127号)に基づく入札参加停止又は指名留保期間中でないこと。		
入札参加資格確認申請	静岡県共同利用電子入札システムにより下記期間に申請する。 令和8年10月14日(水)から令和8年10月23日(金)までの各日 午前9時から午後5時まで		
入札書の提出方法	静岡県共同利用電子入札システムによる電送(詳細はすべての入札案件に共通する事項 ^{※1} による。)		
入札執行(開札)	日 時	令和8年10月29日(木) 午前9時30分	
	場 所	三島市役所 本館2階第2会議室	回 数 2回
入札結果の公表	落札(事後審査後)した日の翌日 [公表方法] 三島市ホームページ		
入札書提出期限(期間)	静岡県共同利用電子入札システムにより下記期間に提出する。 令和8年10月27日(火)から令和8年10月28日(水)までの各日 午前9時から午後5時まで(受付最終日は午後4時までとする。)		
履 行 期 限	令和9年3月26日		
予 定 価 格	事後公表	低入札価格調査	適用あり
積 算 内 訳 書	要(Microsoft Excelで作成)	建設リサイクル法の対象	対象工事
設 計 図 書 ダ ウ ン ロ ード	設計図書は、静岡県共同利用電子入札システム(PPI)の三島市入札予定/公告表示の説明文書等に表示しています。該当ホームページから確認してください。 https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj		
配置予定技術者の雇用関係を示す書類の提出 ^{※2}	不要		

入札参加資格審査書類	事後審査の対象となった最低価格入札者は、入札参加資格審査申請書（様式第2号）に次の書類を添付して提出する。※3 1 同種工事の施工実績（様式第2-1号） 要・不要 2 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第2-2号） 要・不要 3 経営事項審査結果の写し 要・不要 4 建設業許可通知書の写し 要・不要
電子契約対象 ※4	対象・対象外 対象の場合で、電子契約を希望するときは、入札参加資格審査書類と併せて電子契約同意書兼メールアドレス確認書を下記提出先 URL に電子申請で提出。（提出がない場合、紙による契約になります。）※3

※1 すべての入札案件に共通する事項、三島市建設工事競争契約入札心得及び各種様式は、三島市ホームページに掲載するとともに、財政課にて配布を行う。

※2 「要」となっている場合は、配置予定技術者が入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることとし、これを確認するため、契約者は、当該技術者の監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料など雇用関係を示す書類のコピーを契約時に提出すること。

※3 入札参加資格審査書類の1及び2が不要の場合は、様式第2号の提出は不要とする。

保留通知受領後、入札参加資格審査書類の1～4に要とあるもの及び電子契約対象案件で電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を速やかに下記のURLより電子申請にて提出すること。

●【提出方法が変更になりました】👉 提出先 URL : <https://logoform.jp/form/pqff/1308570>

※4 【電子契約について】

令和8年1月から電子契約サービスを導入しています。電子契約の方法等については下記ホームページをご確認ください。なお、紙媒体で契約する場合にも運用に一部変更がありますので、併せてご確認ください。 URL: <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/page/17703.html>

【入札の無効】

「すべての入札案件に共通する事項」10に該当する入札は無効とする。

【入札保証金】

「すべての入札案件に共通する事項」6（1）に掲げるとおり入札保証金は免除とする。

【低入札価格調査制度の適用】

三島市低入札価格調査制度の運用基準を適用する。

- ・三島市建設工事競争契約入札心得を熟読すること。
- ・「調査基準価格」を下回った価格の入札を行った者がある場合は、低入札価格調査の対象とし、入札は保留とする。
- ・「調査基準価格」を下回った価格の入札を行った者は、全て「すべての入札案件に共通する事項」7(1)による審査書類を提出すること。
- ・最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

なお、地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があり得る。

- ・本入札に応札を行った者は、入札後の事情聴取への協力、関係資料の提出及び関係する調査（関係機関への調査を含む）を承諾したものとする。

（低入札価格調査の対象となった者に対しては、面談による事情聴取を実施する。また、別に低入札価格調査票の提出を求めるので、指定する期限までに提出すること。）

- ・調査の結果、適合した履行がされると認められたときは、落札を決定し、証明書により通知する。
- ・受注者となった者に対しては、工事の監査体制を強化するので、工事担当課の施工等にかかる事情聴

取、調査及び検査に協力すること。また、請負契約の履行については工事担当課及び検査担当課の指示を厳守すること。

- ・ 三島市低入札価格調査制度の運用基準の算定方法が令和4年10月1日以降に入札公告を行うものから変更されたため、市ホームページ等を確認すること。

【積算内訳書の提出】

- ・ 「積算内訳書」は入札書に添付し、提出すること。
- ・ 前項の提出がないとき、不備があるとき、又は入札書に記載してある金額と積算内訳書の合計金額が同額でないとき、当該入札は無効とする。

【下請負人の選定】

- ・ 本工事に係る下請負契約については、三島市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

【お知らせ】

- ・ 完成した工事の工事成績評定点は、今後の入札参加資格要件等の参考にします。